

2015年5月14日 《No.3156》

《集团的自衛権行使容認などの閣議決定を具体化する戦争法制の関連法案を閣議決定について談話》

## 憲法を有名無実化する 戦争法制の閣議決定に抗議する

本日（14日）、集团的自衛権行使容認などの閣議決定を具体化する戦争法制の関連法案を閣議決定したことに對して国公労連は、書記長談話を発表した。

憲法を有名無実化する戦争法制の閣議決定に抗議する  
～ 日本を戦争する国に戻してはならない ～

2015年5月14日

日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)

書記長 鎌田 一

政府は本日(14日)、昨年7月1日の集团的自衛権行使容認などの閣議決定を具体化する戦争法制の関連法案を閣議決定した。

戦争法制は、海外で戦争に参加するためなどで法「改正」を要する10法案を一括して束ねた「平和安全法制整備法案」と従前の特措法にかわり自衛隊の海外派遣を恒久化する「国際平和支援法案」(新法)の2法案として、15日にも国会に提出するとしている。

戦争法制の主な内容は、①自衛隊が集团的自衛権による武力行使を可能とする法制(武力攻撃・存立危機事態法案など)、②戦争中の他国軍の戦闘支援を可能とする法制(重要影響事態法案、国際平和支援法案など)、③「グレーゾーン事態」など警察と外交の領域に自衛隊の活動を可能とする法制(自衛隊法「改正」案)、④「国際連携」を名目とした自衛隊海外派遣を拡大する法制(国連平和維持活動(PKO)協力法「改正」案)など、複雑・多岐にわたっている(詳細は【別記】戦争法制の概要参照)にもかかわらず、安倍政権は、関連する法案をまとめて審議し、早期成立をねらっている。

これらの法制は、日本が直接攻撃されていない事態でも海外で他国の戦争に参加することを可能とする点において、日本国憲法の平和主義原則(※注①)とそのもとでの専守防衛(※注②)の基本姿勢や「集团的自衛権の行使は、憲法上許されない」とした歴代の政府の憲法解釈を大きく逸脱するものである。しかも、海外派兵の判断は、国家安全保障会議(NSC)の首相をはじめとした限られたメンバーで行い、国会の事前承認の例外も多く、歯止めがきかない危険なものである。

この間、戦争法制について安倍首相は、「日米同盟の抑止力を向上させることが、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要だ」などを強調するとともに、集団的自衛権の行使について「憲法9条で許容される『武力の行使』に含まれる」と、きわめて乱暴なこじつけを行い、憲法違反との批判をかわそうとしてきた。

しかし、憲法の枠内であるとか、専守防衛の範囲内である(12日・中谷防衛大臣国会答弁)などといくら理屈をつけても、法律の名称に「平和」や「安全」を多用しても、戦争法制は、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する」とした憲法9条に明確に違反する立法であり、許されるものではない。

国公労連は、憲法違反の戦争法制の閣議決定に断固抗議する。

安倍政権はこの間、戦前の軍国主義回帰に狂奔してきた。しかもその手法はきわめて強引である。内閣法制局長官などの要職の人事配置、昨年の解釈改憲と武器輸出三原則撤廃の閣議決定、戦争法制を先取りした日米ガイドライン改定の強行(4月27日)、米議会での戦争法制成立約束、戦争法制の与党内のみでの協議など、国民の理解や国会の議論を経ずに、時の政権の意のままに、国の進路を左右する課題を推進してきたとは、憲法の立憲主義を軽視した蛮行であり、選挙で議席を多数獲得したからといって、何をしても許されるものではない。

こうした強引な政権運営を許すならば、戦前のように、民主主義が形骸化して、立憲主義は機能せず、政権への批判を許さない雰囲気が増長されかねない。その上この戦争法制の成立を許すこととなれば、日本国憲法は有名無実化し、権力の暴走に拍車をかけ、安倍政権がめざす「改憲」と戦争する国への回帰を許すことになりかねない。

戦争法制は、自衛隊が米軍の戦争に地球規模で協力できる仕組みに変えられた改定日米ガイドラインとともに、米軍との共同行動が従前以上に求められ、拒否できなくなることは火を見るより明らかである。また、それにともない軍備増強が求められ、莫大な戦費調達が必要となることは想像に難くない。

アメリカは、海兵隊を擁して先制攻撃も辞さない強権的な軍事行動を繰り返してきたため、テロなどの標的となり自国民の生命が脅かされ続けている。他方で日本は、平和憲法のもとで非戦の姿勢を貫いたことが、日本人の評価と安全につながり、それが日本の経済発展の礎ともなってきた。しかし、ひとたび自衛隊が米軍の軍事行動に組み込まれたならば、戦後日本の平和と民主主義の有り様を一変させ、国民の命と安全が危険にさらされることになりかねない。

いま、国際社会が求め、日本がなすべきことは、第2次世界大戦の反省を踏まえて世界に先駆けて制定した平和憲法を活かし、率先して戦争のない平和な国際社会をめざすことであり、アメリカの戦争に荷担することではないはずである。

国公労連は、憲法で規定された「全体の奉仕者」(第15条第2項)として、また、「憲法尊重擁護の義務」(第99条)を負う公務員労働者として、憲法を踏みにじる戦争法制に反対し、直ちに撤回することを求める。そして、国民の権利を保障し、民主的な行財政・司法の確立をめざす立場から、幅広い団体、国民諸階層と連携して、憲法を守り、改憲を許さず、戦争する国づくりを阻止するたたかいに力を尽くす。

【※注① 憲法の平和主義原則】

日本国憲法は、その前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が存することを宣言し、ここに憲法を確定する」とし、以下の通り第9条で戦争の放棄を規定するなど、平和主義を原則としている。

第9条第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する」

第9条第2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

【※注② 専守防衛の基本姿勢】

「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の態様も、自衛のための必要最低限度にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最低限度のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう」（2014年版防衛白書）

【別記】

## 戦争法制の概要

### 1、戦争法制の構成

戦争法制は、主に5つの目的から法案が構成されている。いずれも従前の海外派遣や武器使用等の制約を取り払い、日本が直接攻撃を受けた場合に限らず、世界中の戦争に自衛隊の武力を活用する仕組みである。

#### 1、日本・自衛隊が「武力行使」するための法案

関連法案は、「武力攻撃・存立危機事態関連法案」など5法案。

従前の「武力攻撃事態等」（日本への武力攻撃に対して個別自衛権の行使で対応）に加えて、新たに「存立危機事態」として、他国が攻撃された場合、その攻撃した国に対して自衛隊が武力行使する「集団的自衛権」の行使を可能とした。

#### 2、米軍と他国軍の戦闘支援のための法案

関連法案は、「重要影響事態法案」と「国際平和支援法案」（新法）など3法案。

目的は、「重要影響事態」と「国際平和共同対処事態」の2つの事態を想定しているが、地理的制限なく、戦闘現場以外の場所で、戦闘支援を行うことを可能とする点で同じ仕組みである。

#### 3、「国際連携」を名目とした自衛隊派遣拡大のための法案

関連法案は、国連平和維持活動(PKO)協力法「改正」案。

国連の関与しない国際機関の要請に対応。武器使用要件の拡大など

#### 4、自衛隊派遣要件と活動範囲の拡大のための法案

関連法案は、自衛隊法「改正」案。

「グレーゾーン事態」に米軍や他国軍を防護することを可能とする。

#### 5、戦争司令塔の機能と権限の強化のための法案

関連法案は、国家安全保障会議設置法「改正」案。

様々な事態(上記のアンダーライン部分)の判断を行うなどの権限の強化。

## 2、戦争法制の関連法案の概要

戦争法制の関連法案は、10法案を一括「改正」する「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の2法案として国会に提出されている。

それぞれの概要について、前記の目的に沿ってまとめたものである。

<b>I 平和安全法制整備法案(10法案の一括「改正」法案)</b>
<b>1、日本・自衛隊が「武力行使」するための法案</b>
<b>①武力攻撃事態法(2003年制定)を武力攻撃・存立危機事態法に「改正」</b> 従前の日本が直接攻撃された場合に行使する個別的自衛権としての「武力攻撃事態」に、昨年7月の閣議決定で可能とした集団的自衛権行使の新3要件(存立危機事態、他に適当な手段がない、必要最小限の実力行使)で示した「存立危機事態」を加えるもの。 法案では、「存立危機事態」を「我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」として、武力行使(集団的自衛権の行使)を可能とする。 国会の事前承認を要件とするも、事後の例外もある。 ※集団的自衛権(自国が直接攻撃されていなくても自らの攻撃となして実力で阻止する権利)の行使は、従前の政府見解では、「憲法第9条の下で認められる必要最小限の自衛権行使の範囲を超え行使できない」としていた。 この「改正」等に関連して以下の法案が一括法に含まれている。 <b>②米軍行動関連措置法「改正」案</b> (他国軍への役務の提供を追加) <b>③海上輸送規制法「改正」案</b> (外国軍用品の海上輸送を規制) <b>④捕虜取り扱い法「改正」案</b> (存立危機事態での取り扱いを追加) <b>⑤特定公共施設利用法「改正」案</b> (武力行使事態で他国軍が港湾・飛行場の利用が可能に)が一括法案に含まれている。
<b>2、米軍と他国軍の戦闘支援のための法案(その1)</b>
<b>⑥周辺事態法(1999年制定)を重要影響事態法に「改正」</b> 従前の周辺事態(日本周辺の有事)での米軍への後方支援に限定していたものを「重要影響事態」として地球規模での支援も可能とするもの。 法案では、「重要影響事態」を「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至る恐れのある事態等我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」とし、米軍と他国の軍隊への戦闘支援も可能とした。 支援には、弾薬や燃料の補給、武器や兵員の輸送など武力行使と不可分な活動もふくまれており、相手国にとっては武力行使以外の何者でもない。 また、活動の範囲は、地理的制約はなく、「現に戦闘を行っている現場を除く」とあるが、戦闘を行っていないければすべての地域が対象となり、戦闘地域である前線での活動も可能となる。 国会の事前承認を要件とするも、事後の例外もある。 派兵の目的を「国際共同対処事態」とすれば、新法である国際平和支援法を活用して「重要影響事態」でなくとも、地球規模で戦闘支援が可能となる。 この「改正」と新法である国際平和支援法に関連して次の法案が含まれている。 <b>⑦海上輸送規制法「改正」案</b> (日本周辺以外の検査を可能に)。

### 3、「国際連携」を名目とした自衛隊派遣拡大のための法案

#### ⑧国連平和維持活動(PKO)協力法(1992年制定)の「改正」

国連平和維持活動のほかに、国際連携平和安全活動と称して国連以外の国際機関の要請(非国連統括型)も広く対象とする。

活動内容についても、従前は施設建設や停戦監視などの比較的安全な業務に限定していたものを、保安のための巡回、検問、警護などの治安維持活動や離れた場所で武装集団に襲われた他国軍などを救援する「駆け付け警護」を可能とするなど、より危険性の高い活動を追加した。

また、身を守る目的以外の武器使用の解禁や自衛隊派遣の対象とする。

治安維持活動は、国会の事前承認を要件とするも、事後の例外もある。

### 4、自衛隊派遣要件と活動範囲の拡大のための法案

#### ⑨自衛隊法の「改正」

出動要件に存立危機事態等を追加。また、従前の自衛隊の艦船などの保護のための武器使用を米軍等への拡大、平時での米軍への物品や役務の提供、グレーゾーン事態(直接受けていないが領海侵入など)で、自衛隊が海上警備や治安など本来、警察や海上保安庁等などが対応すべき課題に警察権による出動を命じることを可能とする。

### 5、戦争司令塔の機能と権限の強化のための法案

#### ⑩国家安全保障会議(日本版NSC)設置法の「改正」

戦争司令塔として、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態への対応を審議事項に追加するもの。

## II 新法案

### 1、米軍と他国軍の戦闘支援のための法案(その②)

#### ⑪国際平和支援法(新法)

従来の「非戦闘地域」に限定した特措法に変えた恒久新法で「国際平和共同対処事態」を目的とする。

法案では、「国際平和共同対処事態」を「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」とし、米軍や他国の軍隊への戦闘支援を可能とするものである。

存立危機事態と同様に、地理的制約はなく、「現に戦闘を行っている現場を除く」とあるが、戦闘地域は対象となり、武器の輸送や弾薬の提供といった武力行使と不可分の活動も可能とした。

国連の決議を要件としているが、派遣容認以外の関連する決議でも可能としており、

この間の米軍主導のアフガニスタンやイラクへの軍事介入への派遣が可能となる。

国会の承認は「例外なく必要」とするも、衆参それぞれ7日間にかぎられ、承認についても実施計画は対象外とされる。

以上